

平成 27 年度独立行政法人大学評価・学位授与機構学位審査会（第 2 回）議事要旨

- 1 日 時 平成 27 年 8 月 21 日（金） 15 時 00 分～17 時 00 分
- 2 場 所 学術総合センター 11 階 1112 会議室
- 3 出席者 酒井委員長，井上副委員長  
板倉，大芝，奥田，奥乃，影山，越，佐藤，鈴木，高戸，田中，野坂，  
松尾，毛利，吉川の各委員  
(機構側出席者)  
野上機構長，岡本理事，山田理事，武市研究開発部長  
宮崎准教授，森准教授，六車特任教授  
渡部管理部長，斉野学位審査課長

- 4 平成 27 年度学位審査会（第 1 回）の議事要旨について  
確定版として配付された。

5 議 事

(1) 短期大学及び高等専門学校卒業生等に係る学士の学位授与の審査について

平成27年度4月期の短期大学及び高等専門学校の卒業生等に対する学士の学位授与の審査に関して、学位審査課長から、資料3-1及び3-2に基づき、各専門委員会・部会における審査結果報告、及びその報告に基づき作成した審査会判定案についての説明があった。

その後、各専門委員会・部会で審査を担当した審査委員から補足説明があった。

これらの説明の後、審議が行われた結果、判定案のとおり申請者302人のうち、257人が「合格」、45人が「不合格」と判定された。

ただし、合格者のうち認定専攻科修了見込みの申請者 20 人については、現時点では合格見込みであるため、単位の修得結果を確認した上で最終的な合否を判定することとされた。

(2) 認定課程修了者に係る修士の学位授与の審査について

平成27年3月の認定課程修了者に対する修士の学位授与に係る論文の審査及び試験（口頭試問）の結果に関して、学位審査課長から、資料4に基づき、各専門委員会・部会における審査結果報告、及びその報告に基づき作成した審査会判定案についての説明があった。

その後、各専門委員会・部会で審査を担当した審査委員及び学位審査研究主幹から補足説明があった。

これらの説明の後、審議が行われた結果、判定案のとおり防衛大学校理工学研究科前期課程修了者 41 人，同大学校総合安全保障研究科前期課程修了者 2 人，独立行政法人水産大学校水産学研究科修了者 9 人，及び国立看護大学校研究課程部看護学研究科修了者 5 人の合計 57 人が「合格」と判定された。

なお、判定を保留された防衛大学校理工学研究科前期課程修了者 2 人については、関係専門委員会・部会において引き続き審査を行うこととされた。

(3) 認定課程修了者に係る博士の学位授与の審査について

昨年度の第2回学位審査会において判定を保留された防衛大学校理工学研究科後期課程修了者1人及び同大学校総合安全保障研究科後期課程修了者1人に対する博士の学位授与に係る論文の審査及び試験(口頭試問)の審査結果に関して、資料5に基づき、各専門委員会・部会における審査結果報告、及びその報告に基づき作成した審査会判定案について説明があった。

その後、各専門委員会・部会で審査を担当した審査委員と、学位審査研究主幹及び研究開発部教員から補足説明があった。

これらの説明の後、審議が行われた結果、判定案のとおり審査辞退者を除く1人が「不合格」と判定された。

引き続き、平成27年3月の認定課程修了者に対する博士の学位授与に係る論文の審査及び試験(口頭試問)の結果に関して、学位審査課長から、資料6に基づき、各専門委員会・部会における審査結果報告、及びその報告に基づき作成した審査会判定案について説明があった。

その後、各専門委員会・部会で審査を担当した審査委員から補足説明があった。

これらの説明の後、審議が行われた結果、判定案のとおり防衛大学校理工学研究科後期課程修了者5人、及び同大学校総合安全保障研究科後期課程修了者1人の合計6人が「合格」と判定された。

なお、判定を保留された防衛大学校総合安全保障研究科後期課程修了者1人については、関係専門委員会・部会において引き続き審査を行うこととされた。

(4) 短期大学の専攻科に係る認定の再審査について

前回の学位審査会において審査が付託された短期大学の専攻科に係る認定の再審査に関して、学位審査課長から、資料7-1及び7-2に基づき、各専門委員会・部会における審査結果報告、及びその報告に基づき作成した審査会判定案について説明があった。

その後、各専門委員会・部会で審査を担当した審査委員から補足説明があった。

これらの説明の後、審議が行われた結果、認定の可否について、判定案のとおり再審査の対象となった1校1専攻が「可」と判定された。

(5) 短期大学及び高等専門学校の認定専攻科の特例適用認定に係る審査について

前回の学位審査会において審査が付託された、平成27年4月に申出のあった短期大学及び高等専門学校の認定専攻科の特例の適用認定の審査に関して、学位審査課長から、資料8-1に基づき、各専門委員会・部会における審査結果報告について説明があった。

その後、各専門委員会・部会で審査を担当した審査委員から補足説明があった。

続いて、学位審査課長から、資料8-2に基づき、複数の専攻の区分に関わる専攻科の取扱いについて説明があり、原案のとおり了承された。また、平成27年度の審査結果に係る経過措置について、機構において検討することとされた。

続いて、学位審査課長から、資料8-3に基づき、専門委員会・部会の審査結果報告に基づき作成した審査会判定案について説明があり、審議が行われた結果、判定案のとおり、申出のあった10校10専攻(短期大学1校1専攻、高等専門学校9校9専攻)すべてが「可」と判定された。

なお、今年度専攻科の認定後最初の教育の実施状況等の審査(レビュー)又は専攻科の認定の再審査を実施予定の2校2専攻については、レビュー又は再審査の結果が確定するまでは特例の適用認定を保留することとされた。

(6) 短期大学及び高等専門学校の特例適用専攻科の変更の届出に係る審査について

学位審査課長から、資料 9-1 に基づき、前回の学位審査会においてあらかじめ 7 月に審査を実施することが了承された、短期大学及び高等専門学校の特例適用専攻科の平成 27 年度からの変更に関し、平成 27 年 6 月に届出のあったもののうち、審査が必要な短期大学の専攻科 5 校 5 専攻及び高等専門学校の専攻科 18 校 31 専攻の変更について説明の後、機構長から学位審査会に、適用認定の可否について審査が付託された。

この審査の付託を受け、審査を担当する専門委員会・部会の指定が行われ、当該専門委員会・部会に審査が付託された。

引き続き、学位審査課長から、資料 9-2 及び 9-3 に基づき、各専門委員会・部会における審査結果報告、及びその報告に基づき作成した学位審査会判定案について説明の後、各専門委員会・部会で審査を担当した審査委員から補足説明があった。

これらの説明の後、審議が行われた結果、審査の対象となった専攻について、審査担当専門委員会・部会の審査結果のとおりと判定された。

(7) 平成 27 年度認定課程に係る教育の実施状況等の審査について

学位審査課長から、資料 10 に基づき、前回の学位審査会においてあらかじめ 7 月から審査を開始することが了承された、平成 27 年度に教育の実施状況等の審査の対象となる各省庁大学校の認定課程及び審査日程について説明の後、機構長から学位審査会に、教育の実施状況等の適否の判定について審査が付託された。

この審査の付託を受け、主となる審査担当専門委員会・部会の指定が行われ、当該専門委員会・部会に教育課程及び教員組織等の審査が付託された。

(8) 平成 27 年度認定専攻科に係る教育の実施状況等の審査について

平成 27 年度に教育の実施状況等の審査を実施する短期大学及び高等専門学校の認定専攻科に関して、学位審査課長から、資料 11 に基づき、機構長から学位審査会に対する教育の実施状況等の審査の付託、及び教育課程・教員組織等の審査を担当する専門委員会・部会の案について説明があった。

その後、審議が行われた結果、機構長からの付託を受け、原案のとおり教育課程・教員組織等の審査を当該専門委員会・部会に付託することとされた。

(9) 特例による学位授与申請に係る審査について

学位審査課長から、資料 12 に基づき、学修総まとめ科目の「履修計画書」と「成果の要旨」等の審査及び評価方法等について説明があり、審議の結果、原案のとおり了承され、機構において準備を進めることとされた。

(10) 特例における学修総まとめ科目担当教員の再審査について

学位審査課長から、資料 13 に基づき、平成 26 年度の特例の適用認定の申出の審査における学修総まとめ科目担当教員に係る一定数年後の再審査の実施時期及び方法等について説明があり、審議の結果、原案のとおり実施することが了承された。

なお、今年度の実施に当たってさらに検討が必要な事項が生じた場合は、今年度、再審査を実施する専門委員会・部会の主査と委員長に一任することが了承された。

(11) 省庁大学校の認定課程修了者に対する学位授与審査について

学位審査課長から、資料 14-1 から 14-5 に基づき、学位規則第 6 条第 2 項の規定に基づく修士及び博士の学位授与に係る審査上の取扱いの明確化及び審査の方法等について説明があり、審議の結果、平成 27 年 10 月に受け付ける博士の学位授与申請から、原

案のとおり実施することが了承された。

(12) 大学院において履修した授業科目について履修した単位の取扱いについて

学位審査課長から、資料 15 に基づき、学位規則第 6 条第 1 項の規定に基づく学士の学位授与に係る修得単位の審査における「大学院において履修した授業科目について修得した単位」の取扱いについて説明があり、審議の結果、平成 27 年度 10 月期の学士の学位授与申請に係る審査から、原案のとおり取り扱うことが了承された。

(13) その他

- ① 学位審査課長から、資料 16 に基づき、学位規則第 6 条第 1 項の規定に基づく学士の学位授与における学修成果・試験の審査について説明があり、原案のとおり、各専門委員会・部会に周知することが了承された。
- ② 修士に係る論文の字数制限について委員から発言があり、機構において検討することとした。

以 上